令８企政第 22 号
令和8年６月30日

諏訪市行政改革推進委員会
会長　佐 久 秀 幸　様

諏訪市長 金 子 ゆ か り

施設使用料の算出に関する基本方針（案）について（諮問）

諏訪市行政改革推進委員会設置条例第２条の規定に基づき、下記について貴委員会に諮問します。

記

施設使用料の算出に関する基本方針（案）

＜諮問の趣旨＞

諏訪市では、平成 29 年に「諏訪市公共施設等総合管理計画」を策定し、時代の変化に即した施設のあり方を精査する中で、統廃合や再編、長寿命化等に取り組み、施設総量の適正化に努めてまいりました。この計画は令和 ８ 年度をもって 10 年間の計画期間が満了となり、施設全体の総延床面積を 10％以上縮減するという所期の目標を達成する見込みとなりました。

今後も市民生活に不可欠な施設として位置付けた施設については、サービスの質や利便性を維持しながら安定的に運営していくため、社会情勢の変化に的確に対応した使用料の算出方法により、受益と負担の公平性を確保した適正な料金設定をすべく、施設使用料の算出に関する基本方針（案）を定めるものであります。

以 上